指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十五号)

最終改正:平成二七年三月三一日厚生労働省令第五七号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十四条第一項第二号 並びに第百十五条 の四第一項 及び第二項 の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及 び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を次のように定める。

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 削除

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 基本方針 (第四十六条)

第二節 人員に関する基準 (第四十七条・第四十八条)

第三節 設備に関する基準 (第四十九条)

第四節 運営に関する基準 (第四十九条の二—第五十五条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第五十六条・第五十七条)

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (第五十八条—第六十一条)

第四章 介護予防訪問看護

第一節 基本方針 (第六十二条)

第二節 人員に関する基準 (第六十三条・第六十四条)

第三節 設備に関する基準 (第六十五条)

第四節 運営に関する基準 (第六十六条—第七十四条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第七十五条—第七十七条)

第五章 介護予防訪問リハビリテーション

第一節 基本方針 (第七十八条)

第二節 人員に関する基準 (第七十九条)

第三節 設備に関する基準 (第八十条)

第四節 運営に関する基準 (第八十一条—第八十四条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第八十五条・第八十六条)

第六章 介護予防居宅療養管理指導

第一節 基本方針 (第八十七条)

第二節 人員に関する基準 (第八十八条)

第三節 設備に関する基準 (第八十九条)

第四節 運営に関する基準 (第九十条—第九十三条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第九十四条・第九十五条)

第七章 削除

第八章 介護予防通所リハビリテーション

第一節 基本方針 (第百十六条)

第二節 人員に関する基準 (第百十七条)

第三節 設備に関する基準 (第百十八条)

第四節 運営に関する基準 (第百十八条の二—第百二十三条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第百二十四条—第百二十七条)

第九章 介護予防短期入所生活介護

第一節 基本方針 (第百二十八条)

第二節 人員に関する基準 (第百二十九条・第百三十条)

第三節 設備に関する基準 (第百三十一条・第百三十二条)

第四節 運営に関する基準 (第百三十三条—第百四十二条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第百四十三条—第百五十条)

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営 並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百五十一条・第百五十二条)

第二款 設備に関する基準 (第百五十三条・第百五十四条)

第三款 運営に関する基準 (第百五十五条—第百五十九条)

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第百六十条—第百六十四条)

第七節 削除

第八節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第百七十九条—第百八十五条)

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 基本方針 (第百八十六条)

第二節 人員に関する基準 (第百八十七条)

第三節 設備に関する基準 (第百八十八条)

第四節 運営に関する基準 (第百八十九条—第百九十五条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第百九十六条—第二百 二条)

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営 並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針 (第二百三条・第二百四条)

第二款 設備に関する基準 (第二百五条)

第三款 運営に関する基準 (第二百六条—第二百十条)

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第二百十一条—第二百十五条)

第七節 削除

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

第一節 基本方針 (第二百三十条)

第二節 人員に関する基準(第二百三十一条・第二百三十二条)

第三節 設備に関する基準 (第二百三十三条)

第四節 運営に関する基準 (第二百三十四条—第二百四十五条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第二百四十六条—第二百五十二条)

第六節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、 人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針 (第二百五十三条・第二百五十四条)

第二款 人員に関する基準 (第二百五十五条・第二百五十六条)

第三款 設備に関する基準 (第二百五十七条)

第四款 運営に関する基準 (第二百五十八条—第二百六十二条)

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百六十三条・第 二百六十四条)

第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 基本方針 (第二百六十五条)

第二節 人員に関する基準 (第二百六十六条・第二百六十七条)

第三節 設備に関する基準(第二百六十八条)

第四節 運営に関する基準 (第二百六十九条—第二百七十六条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百七十七条—第二百七十八条の二)

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第二百七十九条・第二百八十条)

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

第一節 基本方針 (第二百八十一条)

第二節 人員に関する基準 (第二百八十二条・第二百八十三条)

第三節 設備に関する基準 (第二百八十四条)

第四節 運営に関する基準 (第二百八十五条—第二百八十九条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百九十条—第二百九十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

- 第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法 (平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第二項 の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防 サービスの事業に係る法第百十五条の四第三項 の厚生労働省令で定める基準は、次の各 号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
- 一 法第五十四条第一項第二号 の規定により、同条第二項第一号 に掲げる事項について 都道府県(地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項 の 指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項 の中核 市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において 同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五十七条第四号 (第六十一条において準用する場合に限る。)、第五十八条、第五十九条、第百四十五条第六項(第百八十五条において準用する場合に限る。)、第百八十条、第百八十一条、第二百六十七条 (第二百八十条において準用する場合に限る。)及び第二百七十九条の規定による基準
- 二 法第五十四条第一項第二号 の規定により、同条第二項第二号 に掲げる事項について 都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第百八十三条第一項第一号 及び第 二項第一号 ロ並びに附則第四条 (第百八十三条第二項第一号ロに係る部分に限る。) の規定による基準
- 三 法第五十四条第一項第二号 の規定により、同条第二項第三号 に掲げる事項について 都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十九条の二第一項 (第六十一条 及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第四十九条の三(第六十一条、第 百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第五十三条の五(第六十一条、第百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第五十三条 の十(第六十一条、第百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第百三十三条第一項(第百八十五条において準用する場合に限る。)、第百三十六条(第 百八十五条において準用する場合に限る。)及び第百四十五条第七項(第百八十五条において準用する場合に限る。)の規定による基準
- 四 法第五十四条第一項第二号 の規定により、同条第二項第四号 に掲げる事項について 都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第百八十二条 の規定による基 進
- 五 法第百十五条の四第一項 の規定により、同条第三項第一号 に掲げる事項について都 道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十七条 、第四十八条、第五十七条 第四号、第六十三条、第六十四条、第七十九条、第八十八条、第百十七条、第百二十九 条、第百三十条、第百四十五条第六項、第百五十七条第二項及び第三項、第百六十一条 第七項、第百八十七条、第二百八条第二項及び第三項、第二百三十一条、第二百三十二

- 条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百八十 二条並びに第二百八十三条の規定による基準
- 六 法第百十五条の四第二項 の規定により、同条第三項第二号 に掲げる事項について都 道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第百十八条第一項 、第百三十二条第三 項第一号及び第六項第一号口、第百五十三条第六項第一号イ(3) (床面積に係る部分に限る。)、第百八十八条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、第二号(病室に係る部分に限る。)、第二号(病室に係る部分に限る。)及び第四号イ(病室に係る部分に限る。)、第二百五条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)及び第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。)、附則第二条(第百三十二条第六項第一号口に係る部分に限る。)、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準
- 七 法第百十五条の四第二項 の規定により、同条第三項第三号 に掲げる事項について都 道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十九条の二第一項 (第七十四条、 第八十四条、第九十三条、第百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において 準用する場合を含む。)、第四十九条の三(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第 百二十三条、第百四十二条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、第百九十 五条(第二百十条において準用する場合を含む。)、第二百七十六条及び第二百八十九 条において準用する場合を含む。)、第五十三条の五(第七十四条、第八十四条、第九 十三条、第百二十三条、第百四十二条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、 第百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。)、第二百四十五条、第二百 六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第五 十三条の十(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、第百四十二条(第 百五十九条において準用する場合を含む。)、第百九十五条(第二百十条において準用 する場合を含む。)、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八 十九条において準用する場合を含む。)、第七十条、第七十七条第一項から第三項まで、 第百三十三条第一項(第百五十九条及び第百九十五条(第二百十条において準用する場 合を含む。)において準用する場合を含む。)、第百三十六条(第百五十九条において 準用する場合を含む。)、第百四十五条第七項、第百六十一条第八項、第百九十一条(第 二百十条において準用する場合を含む。)、第百九十八条、第二百条第六項、第二百十 二条第七項、第二百三十四条第一項から第三項まで、第二百三十五条第一項及び第二項 (第二百六十二条において準用する場合を含む。)、第二百三十九条(第二百六十二条 において準用する場合を含む。)並びに第二百五十八条第一項から第三項までの規定に よる基準
- 八 法第百十五条の四第二項 の規定により、同条第三項第四号 に掲げる事項について都 道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第百三十一条 (第百五十四条にお いて準用する場合を含む。)の規定による基準
- 九 法第五十四条第一項第二号 又は第百十五条の四第一項 若しくは第二項 の規定によ

り、法第五十四条第二項 各号及び第百十五条の四第三項 各号に掲げる事項以外の事項 について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準 のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(定義)

- 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
- 一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項 に規定する介護予防サービス事業を 行う者をいう。
- 二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十三条第一項 に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。
- 三 利用料 法第五十三条第一項 に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号 又は第二号 に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項 の規定により介護予防サービス費が利 用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービ ス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- 六 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号 に規定する基準該当介護予 防サービスをいう。
- 七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

- 第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者 の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 基本方針

第二百六十五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与(以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第八条の二第十項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

- 第二百六十六条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉用 具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉用具貸与事 業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第四条第一項に 規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二以上と する。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 一 指定福祉用具貸与事業者(指定居宅サービス等基準第百九十四条第一項に規定する 指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等基準第百九十四条第 一項
- 二 指定特定福祉用具販売事業者(指定居宅サービス等基準第二百八条第一項 に規定する 指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等基準第二百八条 第一項
- 三 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 第二百八十二条第一項

(管理者)

第二百六十七条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所 ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介 護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与 事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事す ることができるものとする。

第三節 設備に関する基準

- 第二百六十八条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第二百七十三条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。
- 2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。
- ー 福祉用具の保管のために必要な設備
- イ 清潔であること。
- ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。
- 二 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて 適切な消毒効果を有するものであること。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百九十六条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第二百六十九条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する 指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当 該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防 福祉用具貸与事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受 けるものとする。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予

防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費
- 二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について 説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料 又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じ ない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、 当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(運営規程)

- 第二百七十条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ご とに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければな らない。
- ー 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

- 第二百七十一条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上 のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。
- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑚に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第二百七十二条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うように

しなければならない。

(衛生管理等)

- 第二百七十三条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態 について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた 福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は 消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定 介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切 な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理 に努めなければならない。

(掲示及び目録の備え付け)

- 第二百七十四条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第二百七十条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に 資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介 護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その 他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

- 第二百七十五条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関 する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
- 一 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービス の内容等の記録
- 二 第二百七十三条第四項に規定する結果等の記録
- 三 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

- 四 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録
- 六 第二百七十八条の二に規定する介護予防福祉用具貸与計画

(準用)

第二百七十六条 第四十九条の二から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の五から第五十三条の十一まで並びに第百二十条の二第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四十九条の二中「第五十三条」とあるのは「第二百七十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十九条の四中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第四十九条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四十九条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第四十九条の十三中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第五十条の二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第百二十条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)

- 第二百七十七条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の 質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用すること ができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百七十八条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百 六十五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げると ころによるものとする。

- 一 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報 伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望 及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用 具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるととも に、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、 個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 二 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する介護予防福祉 用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 三 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用 者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行 うものとする。
- 四 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、 衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- 五 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉 用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対 応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者 に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- 六 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

- 第二百七十八条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。
- 2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、 当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容に ついて利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防 福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時か

- ら、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用 具貸与計画の変更を行うものとする。
- 8 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更に ついて準用する。

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

- 第二百七十九条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに 相当するサービス(以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、 当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに 置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。
- 2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準第二百五条の二第一項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第二百八十条 第四十九条の二から第四十九条の八まで、第四十九条の十から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の五から第五十三条の七まで、第五十三条の八(第五項及び第六項を除く。)、第五十三条の九から第五十三条の十一まで並びに第百二十条の二第一項及び第二項並びに第一節、第二節(第二百六十六条を除く。)、第三節、第四節(第二百六十九条第一項及び第二百七十六条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第四十九条の二中「第五十三条」とあるのは「第二百八十条において準用する第二百七十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十九条の四中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第四十九条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四十九条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第四十九条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第四十九条の十三中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第

四項 の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第五十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第百二十条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百六十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。